静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市小鹿市民交流センターの管理に係る協定書（案）

静岡市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）との間に、静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市小鹿市民交流センター（以下「健康文化交流館「来・て・こ」という。）の管理について次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条　甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（業務の内容）

第2条　甲は、静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）第18条、静岡市市民交流センター条例（令和9年静岡市条例第66号）第14条の各規定に基づき、乙に静岡市生涯学習施設条例第22条各号、静岡市市民交流センター条例第18条各号に掲げる健康文化交流館「来・て・こ」の管理（以下「管理業務」という。）を行わせる。

2　管理業務は、業務仕様書（別紙1）、事業計画書（別紙2）にしたがって行うものとする。

（協定の期間）

第3条　この協定の期間は、令和　年4月1日から令和　年3月31日までとする。

（管理費用）

第4条　甲が支払う管理業務に要する費用は、金　　円とする。内訳は、静岡市駿河生涯学習センター分を金　　円及び静岡市小鹿市民交流センター分を金　　円（うち消費税及び地方消費税金　　円）とする。

（事業報告）

第5条　甲は、必要と認めたときは、いつでも管理業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2　乙は、第3条の期間終了後60日以内に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3　乙は、第3条の期間中の翌月10日までに、月例業務報告書を甲に提出するものとする。

（経費の支払）

第6条　乙は、第4条に規定する管理費用を次の表に掲げるところにより甲に請求するものとし、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に概算払により支払うものとする。

2　乙は、協定の期間終了後、精算に係る報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、速やかにこれを精算するものとする。精算は仕様書に定めるとおりに行う。

区　分	支払時期	支払金額	内　訳			
第1回目	4月	円	4月分 5月分 6月分	生涯学習センター	概算払	円
				市民交流センター	概算払	円
第2回目	7月	円	7月分 8月分 9月分	生涯学習センター	概算払	円
				市民交流センター	概算払	円
第3回目	10月	円	10月分 11月分 12月分	生涯学習センター	概算払	円
				市民交流センター	概算払	円
第4回目	1月	円	1月分 2月分 3月分	生涯学習センター	概算払	円
				市民交流センター	概算払	円

計	円		生涯学習センター	概算払	円
			市民交流センター	概算払	円

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条　乙は、指定管理者の地位及び管理業務に関して生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

（業務の委託等の禁止）

第8条　乙は、第三者に対し、静岡市生涯学習施設条例第22条、静岡市市民交流センター条例第18条に規定する業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（委託の方法）

第9条　前条の規定により、乙が第三者に指定管理業務を委託するときは、市に準じた形式によって業者選定から検収に至る手続を実施するものとする。

（損害賠償）

第10条　乙は、管理業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2　管理業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

（帳簿等の保存）

第11条　乙は、管理業務の会計に関する帳簿及び書類等を、その完結の日から10年間保存するものとする。

（保安管理に関する事項）

第12条　乙は、管理業務を実施するに当たり、保安管理の業務に関し、静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市小鹿市民交流センターの自家用電気工作物の保安管理に関する確認書（別紙3）に定める事項を遵守しなければならない。

（防犯カメラ等の管理、運用）

第13条　乙は健康文化交流館「来・て・こ」に設置された防犯カメラ等の管理及び運用については、甲が定めた静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱（平成18年2月1日施行）に基づき実施するものとする。

2　乙は、防犯カメラ等の管理に関する責任者及び操作者を選任し、甲に報告するものとする。変更したときも、また同様とする。

（個人情報の保護に関する事項）

第14条　乙は、管理業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙4）に定める事項を遵守しなければならない。

（情報公開）

第15条　乙は、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の趣旨に即して、自らが保有する指定管理業務に係る情報の公開に努めなければならない。

（利用者等からの意見聴取）

第16条　乙は、管理業務の実施に当たり、施設の利用者及び市民から意見聴取を行うものとする。

2　前項の規定により意見聴取を行う場合、乙は、実施時期、内容及び方法等について甲と協議するものとする。

3　乙は、前2項の規定により実施した意見聴取の内容について、甲に報告するものとする。

（指定取消等に伴う損害賠償）

第17条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその責めを負うものとする。

2　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責めを負わない。

（市長への報告等）

第 18 条　乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

（災害時におけるリスク分担、役割等）

第 19 条　静岡市駿河生涯学習センターは地域防災計画により避難所に位置付けられない場合であっても、災害発生時の状況により甲から災害対応について協力を求められた場合は可能な限りそれに応じるものとする。

2　静岡市小鹿市民交流センターを福祉避難所として開設する必要があると認めるときは、その設置及び運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとし、乙は、できる限りこれを受け入れるよう努める。また、福祉避難所の設置及び運営に関し必要な手続等は、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

3　管理業務として地震、風水害、火災等の災害時に実施する業務おけるリスク分担、役割等については、甲、乙協議の上、あらかじめ事業計画書に定めるものとする。

（定めのない事項等の処理）

第20条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

2　施設の老朽化に伴う取り壊しや建替えがあった場合は、その管理について、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

甲

乙